



平成 23 年 5 月 26 日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号
株式会社メンバーズ
代表取締役社長 剣持 忠
(コード番号 : 2130)
取締役常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長
小峰 正仁
(TEL : 03 - 5843 - 5333)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の 一部改定・継続のお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 28 日開催の第 15 期定時株主総会において、有効期間を次回定時株主総会の終結の時までとして、平時の買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「現行プラン」といいます。)の継続を決議しましたが、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、更なる検討を進めてまいりました。その結果、平成 23 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 27 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、現行プランに必要な応じた変更を加えた上で継続することを、議案として付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。(以下改定後のプランを「本プラン」といいます。)

本株主総会において、上記議案のご承認をいただきました場合には、平成 24 年開催予定の定時株主総会終結の時まで、本プランの有効期限が延長されることとなります。

なお、本プラン継続にあたり、文言の訂正を行っておりますが、本プランの内容に変更点はございません。継続後の本プランの詳細につきましては、下記をご参照ください。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解しているものでなければならないと考えます。したがって、特定の者またはグループが当社の総議決権の 20%以上の議決権を有する株式を取得することにより(以下「大規模買付行為」といいます。)、当社の企業価値または株主の皆様に通ずる利益が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該大規模買付行為を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)が当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様に通ずる利益を保全するための相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

(2) 本プラン継続の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様に通ずる利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えま

す。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様の共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討したり対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は平成7年の創業以来、“デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する”ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

当社の経営にあたっては、変化が激しく急速な拡大を続けるインターネット業界や広告・マーケティング業界等における幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解、さらには経営理念の1つとしても掲げているベンチャー・スピリットを発揮し、経営陣・従業員が一丸となって自立的、主体的に果敢に挑戦し続け、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断できるように取り組んでおります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランの継続を決定しました。

なお、本プラン継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであり、対象となる大規模買付行為および具体的な手続は次のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本プランにおいては、次の①または②のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)の合計が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1: 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2: 金融商品取引法第27条の23第1項および第3項に規定する保有者をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注3: 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注4: 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5: 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注6: 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注7: 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供していただきます。そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業につ

いての経験等に関する情報を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。)
 - ③ 大規模買付行為に関する第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。)の有無、ならびに意思連絡が存する場合には、その具体的な態様および内容
 - ④ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジーの内容等)および取得資金の裏付け(実質的提供者を含む資金提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容ならびに関連する取引の内容を含みます。)
 - ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、配当政策等
 - ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客等の当社利害関係人との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの方策
 - ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策
- なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様の説得を行うこともあります。最終的に、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益を侵害するな

ど、当社および株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、3. (2)で述べる対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、取締役会は、独立委員会(別紙2)の勧告に基づいて対抗措置をとることがあります。

- ① 次の i) から iv) までに掲げる行為等により当社の企業価値または株主共同の利益に著しい侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
 - ii) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
 - iii) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
 - iv) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- ② 強圧的二段階買付け(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、株式の買付けを行うことをいいます。)、部分的公開買付け(当社の一部のみを対象とする公開買付け)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ③ 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係人の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 大規模買付行為の条件(対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、適法性、大規模買付行為完了後における当社従業員、顧客、取引先等の利害関係人への対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合
- ⑤ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれがある場合
- ⑥ 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 法令または当社定款に違反する大規模買付行為である場合
- ⑧ その他①ないし⑦に準ずる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(3)独立委員会の設置および勧告

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止する

ためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、ならびに社外有識者(注8)の中から選任します。

本対応策においては、上記3.(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりませんが、上記3.(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があるとして、対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

上記3.(1)①ないし⑧に記載している類型に該当すると認められる場合、ならびに上記3.(2)に該当する場合においては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注8:社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(4)取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、または遵守されたものの例外的に企業価値または株主共同の利益を著しく損ねるものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当等会社法または定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は(別紙1)に記載のとおりです。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2)対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した

大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を以下のとおり充足するものであり、また、経済産業省の企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有する措置です。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

当社の対応策は、前記のとおり、大規模買付者に対し、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および検討のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に当社株主の皆様が応ずるべきか否かを適切に判断するための情報と時間を提供するものであって、当社取締役会においても、当該大規模買付行為の賛否、または代替案の提示、大規模買付者との交渉を可能にするものです。これは、正に企業価値および株主共同の利益を確保するために必要な措置です。

② 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様へ対応策を事前に開示し、防衛策の是非について、適正な選択の機会を確保いたします。また、当社は今後も、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適

切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

本プランは、上記5.に記載のとおり、本定時株主総会終結の時以降も継続し、有効期限は、平成24年開催の定時株主総会終結の時までとし、更に当社取締役会が以降も本プランを継続させるべきと考えた場合は、同様に定時株主総会に議案を提出し、本プランの継続の賛否を株主の皆様にお諮りする予定です。株主の皆様のご承認が得られなかった場合、本プランは当該定時株主総会終了の時をもって失効します。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

④ 必要性・相当性確保の原則

当社の対応策が必要であることについては、前記のとおりですが、当社対応策は、いわゆる「事前警告型」に属するものであり、新株予約権無償割当等の対抗措置の発動は、大規模買付行為が大規模買付ルールに反してなされた場合や濫用的な大規模買付行為に対してのみ発動されるものであって、しかも独立委員会の助言に基づいて行われるものであり、その方法において相当性を有しています。

⑤ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記5.に記載のとおり、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙1

新株予約権を無償割当する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当方法

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)を上限として、取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の効力発生日

取締役会において別途定める。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は、金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は、取締役会において別途定めるものとする。なお、大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合には組合員その他構成員を含む。大規模買付者とあわせて以下、「特定株主グループ」という。)または特定株主グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者(以下、これらの者を「非適格者」という。)は、原則として本新株予約権の権利行使をすることはできない。

8. 当社による新株予約権の取得

(1)当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が別に定める日において、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる。

(2)当社は、取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全部を取得し、これと引き換えに、新株予約

権 1 個につき予め定める当社普通株式を交付することができる。当社は、かかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

9. 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- ① 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- ② 株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役会候補者全員が取締役として選任された場合
- ③ その他取締役会が別途定める場合

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

以上

別紙2

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

露木 琢磨(つゆき たくま) (再任)

【略歴】昭和36年生まれ

平成6年4月 弁護士登録、小沢・秋山法律事務所入所

平成11年11月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役就任(現任)

平成12年4月 露木法律事務所開設(現露木・赤澤法律事務所)(現任)

平成15年8月 当社監査役就任(現任)

出澤 秀二(いできわ しゅうじ) (再任)

【略歴】昭和32年生まれ

昭和58年4月 弁護士登録

平成7年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)代表(現任)

平成18年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役(現任)

平成18年4月 ピジョン株式会社監査役(現任)

平成20年3月 株式会社ネクストジェン監査役(現任)

甘粕 潔(あまかす きよし) (再任)

【略歴】

昭和40年生れ

昭和63年4月 横浜銀行入行

平成7年5月 米国デューク大学にて経営学修士(MBA)取得

平成15年2月 株式会社ディー・クエスト取締役

12月 公認不正検査士(CFE)資格取得

平成17年4月 米国公認不正検査士協会(ACFE)日本事務局長

平成19年12月 日本公認不正検査士協会専務理事

平成22年1月 企業リスク管理コンサルタントとして独立

平成22年6月 当社監査役就任(現任)

平成23年5月 株式会社インタクト・コンサルティング設立 代表取締役就任(現任)

以上

別紙3

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外監査役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合(ただし再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議(対抗措置の発動又は不発動の中止を含む。)を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ① 本新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動又は不発動(独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができる。)
 - ② 本新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの廃止又は変更(ただし、変更については、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所の規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③ 買付者等との交渉・協議
 - ④ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 独立委員会検討期間の設定・延長
 - ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、買付者に対し、意向表明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から意向表明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、あれば代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものと

する。

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。

・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙 4

当社株式の状況(平成 23 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 100,000 株
2. 発行済株式総数 29,560 株
3. 株主数 817 名
4. 大株主上位 10 名(自己株式除く)

順位	株主名	所有株数(株)	持株比率(%)
1	剣持 忠	8,528	30.2
2	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	5,588	19.8
3	株式会社リクルート	2,832	10.0
4	有限会社光パワー	1,700	6.0
5	メンバーズ従業員持株会	1,142	4.0
6	株式会社光通信	1,020	3.6
7	株式会社ジャスト	750	2.7
8	小峰 正仁	483	1.7
9	増田 利光	483	1.7
10	山本 治	408	1.4

(注) 持株比率は自己株式(1,343株)を控除して計算しております。

以上